

財団法人 起業家支援財団

第4期 事業報告

(平成22年1月1日より平成22年3月31日まで)

1. 概況

当財団は、平成20年12月1日に公益法人改革3法が施行されたことを受け、平成21年度中、公益財団法人化の申請の諸準備を進めてきました。平成21年10月29日開催の評議員会、理事会において申請の承認を得、平成21年11月19日付で神奈川県に対し公益財団法人への移行認定の申請を行いました。その後、神奈川県との折衝、補正、修正作業を終え、平成22年3月24日の神奈川県公益認定等審議会の審議を経て、同日付で神奈川県知事への公益認定の答申がなされ、同月26日、神奈川県より公益財団法人として認定する旨の認定書を受領しました。

当財団は、この認定を受け、平成22年4月1日、旧法人の解散登記及び新法人の設立登記を行いました。

なお、平成22年4月28日付で神奈川県商工労働局産業部産業活性化課から公益認定の公示がなされております。

2. 事業実績について

上記の通り、当財団は、公益財団法人への移行に伴い、旧法人は解散するため、3月末をもって平成22年度(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)決算を行いました。平成22年度は財団設立後4期目を迎え、財団の基盤づくりと財団活動の周知等に努めて行くこととしておりますが、1月から3月までの3か月間にわたる事業実績として、平成22年度事業計画の進捗状況について報告します。

(1) 学生起業家支援事業

第2期奨学生39名に対しましては、当期間中1月、3月の2回、学生起業塾を開催しました。特に、3月の学生起業塾は成果報告会と位置付け、1年間の成果発表の場とし、2名の学生が代表して、ビジネスプランの進捗状況等について報告しました。また、成果報告会の席上、修了に際して、松井理事長から起業家のあり方などについて講演が行われました。

(2) 青年起業家支援事業

青年起業家支援事業の1つ、「ビジネス感性を磨く 経営道場‘09」については平成21年9月に16名の参加を得て開講しておりますが、平成22年は1月、2月に各2回の経営道場を開催し、3月7日(日)に成果報告会と修了式を行いました。

(3) アントレプレナー教育事業

アントレプレナー教育事業の分野では、4月から2つの事業を始めることになり、それらの準備を進めました。

(3) ー1 社会的企業育成支援事業

内閣府が平成21年度補正予算に計上した地域社会雇用創造事業(総額70億円)に対し、他の3団体と「社会的企業育成支援事業コンソーシアム」を組成して、平成22年2月に応募いたしました。

応募の結果、当コンソーシアムも12プロジェクトの1つとして受託が決定しました。展開する事業は、社会的課題の解決のため、社会的企業や公共サービス改革事業などを通じて、地域社会の雇用の創出と社会的企業人材の育成、社会的企業への就業支援などを行うものであり、受託額は2年間の事業年度で総額7億円であります。このうち、当財団の実質受託額は2年間合計で90百万円となります。

当財団は、地域事務局として、4月から、研修事業、インターンシップ事業などの準備に取り組み、7月以降実施する予定となっております。

(3) ー2 横浜市立大学寄附講座

大学生に対するアントレプレナー教育の一環として、4月から、横浜市立大学で「起業家経営論」を寄附講座として設定し、神奈川県内の創業経営者4氏に創業の思い、経営論などを講演いただくこととしており、準備を進めました。

なお、講座は平成22年4月から7月までの4か月間で、終了後、講義録等を基に製本し頒布する予定です。

3. 組織運営について

神奈川県に対する公益認定の申請に関わり、資料の一部修正等のため、平成22年1月12日に臨時評議員会、臨時理事会を開催しました。

また、平成21年度決算を受け、平成22年2月23日に通常評議員会、通常理事会を開催しました。

以上

資料ー1ー(2)

第4期 事業報告の附属明細書

(平成22年1月1日より平成22年3月31日まで)

特別に記載する事項はありません